

国民年金からのお知らせ

保険料は 忘れずに納めましょう

国民年金などの公的年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたの納める保険料が高齢世代の生活を支えています。また、同時にあなたや家族が将来年金を受け取ることができるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

国民年金第1号被保険者 には独自給付があります

●付加年金

本人の申し出により加入でき、定額保険料に付加保険料(400円)を加えて納めます。付加年金の年金額は、200円×付加年金保険料納付月数です。例えば、10年納めると「2000円×120月＝240,000円(年額)」が基礎年金額に加算されます。ただし、保険料の免除を受けている方および国民年金基金へ加入している方は付加年金への加入はできません。

●障害年金

病気やけがなどにより障害者になった場合、一定の要件を満たしていれば申請することができます。

国民年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがで障害者になったとき、初診日が60歳以上65歳未満で、国内在住の方が障害者になったとき。



●寡婦年金

国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が25年以上ある夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻期間があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。年金額は、夫の基礎年金で計算した額の4分の3です。



●遺族基礎年金

国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格のある方が亡くなった場合、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」が受けることができます。

「子のある妻」：亡くなった方の妻(子がある場合)
「子」：亡くなった方の子
※子は、18歳未満または20歳未満で障害のある場合に限り受けられます。

●死亡一時金

第1号被保険者としての保険料納付済期間(一部納付期間のある方はその期間に応じて計算した期間)が3年以上ある方が死亡したときに支給されます。

ただし、死亡した方が老齢基礎年金か障害基礎年金を受給していたとき、またはその方の死亡により遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

●短期在留外国人の 脱退一時金

国内在住の20歳以上60歳未満の外国人も、国民年金に加入することになります。

国民年金の保険料納付済期間(一部納付期間のある方はその期間に応じて計算した期間)が6カ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

豊岡社会保険事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●12月13日(土)は

午前9時30分～午後4時

●12月1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

・IP電話・PHS

☎03・6700・1165

●年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp/>

《問合せ》

▽豊岡社会保険事務所

☎2210945

▽市民課市民係

☎2119015または各総合支所市民生活課

より良い環境を次の世代へ 「省エネルギーの推進・新エネルギーの導入」

環境基本計画 ①①

環境基本計画に掲げた目標の実現に向けた取組みを紹介しています。今回は、環境への負荷を低減するため、石油などの化石燃料に頼った生活を見直し、省エネルギーの推進や、新しいエネルギーを導入する必要性について説明します。

《問合せ》コウノトリ共生課環境政策係 ☎21-9017

私たちは、石油や電気などのエネルギーを消費して、快適な生活を送ってきました。

しかし、私たちが、このまま石油などの化石燃料に頼った生活を続けていくと、二酸化炭素は増え続け、環境への負荷も増大します。



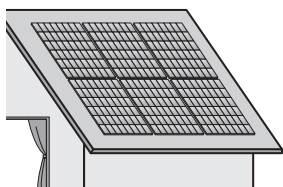
家庭や事業所が、これまでの暮らしや事業活動を見直し、「でも」と、省エネルギー行動を進める必要があります。

また、化石燃料の使用を減らし、環境負荷の少ない太陽光やバイオマスなどの自然エネルギーを上手に取り入れていくことも必要です。

市内でも、てんぷら油などの廃食用油をバイオディーゼル燃料として再利用する取組

みが始まつたり、太陽光発電システムを設置する住宅が増えていきます。

みんなが、少しずつ「ちょっとでも」できる取組みを進めていきましよう。



○省エネルギー対応の機器を購入しましよう。

○冷暖房温度を適切に設定しましよう(夏28度、冬20度)。

○自動車の利用を控え、運転する時は、アイドリングストップなど、エコドライブを心がけましよう。

○個人住宅への太陽光発電システムの設置に努めましよう。

環境あれこれ

22

美しい自然を次世代に引き継ぐために

環境に関する問題について、市の取組みなどをシリーズでお知らせします。

《問合せ》生活環境課生活環境係 ☎23-5304

●ごみのない

きれいなまちを!

自然環境の保全と生活環境美化のために、区長会をはじめ、各種団体や市民の皆さんの協力により、市内全域の道路や河川、公園などのクリーン作戦を実施しています。

今年度も約3万5千人の市民の皆さんの協力により、可燃ごみ68トン、不燃ごみ15トン、土砂31トンを回収しました。

自分たちのまちをきれいにすることは良いことです。しかし、一人ひとりがごみに対して意識を持ち、クリーン作戦の必要がないまちになればと願わずにはいられません。



場合、個人で5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人で1億円以下の罰金に処せられます。

大量のごみの投棄はもちろん、ジュースを飲んだ後、何気なくポイントと投げ捨てた空き缶やタバコの吸殻のポイ捨ても不法投棄になります。

「誰も見ていないから」「自分さえ良ければいい」という考えではなく、捨てられたごみを回収する人に大きな迷惑がかかっていることも考え、美しい豊岡の自然を次世代に引き継ぐため、責任ある行動を取り、ごみの不法投棄は絶対にやめましよう。

●**適正処理に協力ください**

不法投棄されたごみの中には、通常の家庭ごみで収集できるごみや、清掃センターで処理できるごみも多く見受けられます。

ごみの処理については、各家庭に配布している「家庭ごみの分別とりサイクルの手引き」で確認してください。

なお、出し方が分からない時は、生活環境課に電話などで確認の上、適正に処理してください。



▲クリーン作戦 (小田井)

●不法投棄は犯罪です

市では、不法投棄防止のため定期的なパトロールや啓発看板、監視カメラを設置して不法投棄の防止に努めています。また、警察と連携して、摘発するよう対処しています。法律では、不法投棄をした

●**不法投棄が後を絶ちません**

例年、実施しているクリーン作戦ですが、ごみの収集量は、一向に減少しません。クリーン作戦できれいになった場所も、次のクリーン作戦時には、再び、ごみがあります。ごく一部の人の身勝手な行動で景観を損ねているのが現状です。

もちろん、クリーン作戦で